

誓 約 書

申請書・届出書の提出日と
同じ日付を記載します。

申請者、その役員及び法定代理人は、大阪府屋外広告物条例第22条第4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 ○年 ○月 ○日

大阪府知事 様

申請（届出）者 住 所 大阪市中央区大手前二丁目1番22号

申請書と同じ住所、名称、代表者氏名
（個人は住所・氏名）を記載します。
（押印不要）

氏 名 株式会社大阪景観推進社
代表取締役 大阪 花子

〔法人にあっては、
その名称及び
代表者の氏名〕

大阪府屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第22条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第22条の2第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第24条の4第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（屋外広告業の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第24条の4第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消の日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその取消の日から起算して2年を経過しないもの
- (3) 第24条の4第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

注： 誓約する者は、法人にあってはその代表者であり、個人にあっては本人であること。

記載上の注意

- 1 誓約書は、申請者が法人である場合はその代表者（法人の代表者以外の役員の方は提出していただく必要はありません。）に誓約していただくこととしています。

申請者の役員が大阪府屋外広告物条例第22条の4第1項各号のいずれかに該当する者である場合は、登録は受けられませんし、登録を受けた後であっても、このことが判明したときにはその登録を取り消されることとなります。このことをよくご確認の上、誓約してください。

- 2 「申請（届出）者」は、屋外広告業登録申請書（様式第11号）の「申請者」と同じです。申請者が法人である場合は、その本店の所在地、名称、代表者氏名を記載します。